

令和6年度 第1回香川県道路メンテナンス会議

- ・日時：令和6年10月29日（火）
14：15～15：15
- ・場所：香川河川国道事務所3F 災害対策室
※WEB併用

議 事 次 第

1. 開会

2. 議事

- 1) 規約改正について
- 2) 令和5年度活動報告と令和6年度活動状況及び活動計画(案)について
- 3) 点検結果について
 - ・ 令和5年度の点検結果の概要（橋梁）
 - ・ 3巡目点検計画（令和6年度から令和10年度）について
- 4) 判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置の実施状況について
 - ・ 1巡目及び1＋2巡目の点検施設における修繕等措置の実施状況
 - ・ 補修事例
- 5) 個別施設計画の策定・更新状況（橋梁）
- 6) 道路事業における地域一括発注の取組について
- 7) 道路メンテナンスの技術支援（研修）
- 8) その他

3. 閉会

香川県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「香川県道路メンテナンス会議」（以下、「本会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、香川県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、老朽化対策など計画的かつ円滑な道路管理関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有・情報発信に関すること。
 - (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
 - (3) 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等の共有や技術支援に関すること。
 - (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。
2. 本会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議（専門部会含む）については、非公開でおこなうものとする。

(組 織)

第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、香川県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町の各道路管理者及び本会議協議会が必要と認めるもので組織する。

2. 本会議には、会長及び副会長を1名置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長、副会長は香川県土木部道路課長とする。
3. 本会議の構成は「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
4. 会長に事故等があるときには、副会長がその職務を代行する。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

(事務局)

第5条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所および、香川県土木部道路課に置く。
3. 事務局は、次の事項について調整する。
 - (1) 本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
 - (2) 本会議における審議議題の調整
 - (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
 - (4) その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

（規約の改正）

第6条 本規約の改正等は、本会議の承認協議により行うことができる。

（その他）

第7条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成26年 6月 9日から施行する。

本規約は、平成27年 5月28日に一部変更する。（別表）

本規約は、平成28年 5月19日に一部変更する。（別表）

本規約は、令和 4年10月31日に一部変更する。（別表）

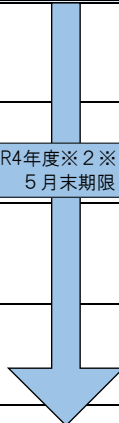
本規約は、令和 6年10月29日に一部改正する。

香川県道路メンテナンス会議 委員名簿

令和6年10月29日現在

	組 織 名	役 職
会 長	国土交通省四国地方整備局	香川河川国道事務所長
	国土交通省四国地方整備局	四国技術事務所長
	国土交通省四国地方整備局	道路部 道路保全企画官
副会長	国土交通省四国地方整備局	香川河川国道事務所 副所長
副会長	香川県土木部	道路課長
	西日本高速道路株式会社 四国支社	香川高速道路事務所長
	本州四国連絡高速道路株式会社	坂出管理センター所長
	高松市	都市整備局長
	丸亀市	都市整備部長
	坂出市	建設経済部長
	善通寺市	都市整備部長
	観音寺市	建設部長
	さぬき市	建設経済部長
	東かがわ市	事業部長
	三豊市	建設部長
	土庄町	建設課長
	小豆島町	建設課長
	三木町	土木建設課長
	直島町	建設経済課長
	宇多津町	地域整備課長
	綾川町	建設課長
	琴平町	地域整備課長
	多度津町	建設課長
	まんのう町	建設土地改良課長
オブザーバー	国土交通省四国地方整備局	道路部 道路保全企画官
	国土交通省四国地方整備局	道路部 地域道路課長
	国土交通省四国地方整備局	四国技術事務所長
事務局	国土交通省四国地方整備局 香川河川国道事務所	
	香川県 土木部 道路都市局 道路維持課	

令和5年度 香川県道路メンテナンス会議 活動報告

	道路メンテナンス会議			研修	支援講習等 (道路メンテナンス担当者会議)	77条調査 ※1	広報	
	本会議	専門部会						
		跨道橋連絡部会	道路鉄道連絡会議					
4月								
5月							R4年度※2※3 5月末期限	
6月								
7月					第1回技術講習会 (第1回道路メンテナンス担当者会議) (R5.7.20)			第1回技術講習会 ・実施後資料HPへ掲載 (R5.7.27)
8月				橋梁初級Ⅰ (R5.8.28～9.1)			道路メンテナンス年報 (R4年度版) 公表(R5.8.23)	
9月								
10月	R5第1回道路メンテナンス会議 (R5.10.26) 第9回跨道橋連絡部会 (R5.10.26)			トンネル初級 (R5.10.18～20)			第1回道路メンテナンス会議 ・記者発表 (R5.10.23)	
11月				橋梁初級Ⅱ (R5.11.28～12.1)	第2回技術講習会 (第2回道路メンテナンス担当者会議) (R5.12.7)		第1回道路メンテナンス会議 ・会議後資料HPへ掲載 (R5.10.31)	
12月					第3回技術講習会 (第3回道路メンテナンス担当者会議) (R5.12.21)			
1月			第8回道路鉄道連絡会議 (R6.1.29)				第2回技術講習会 第3回技術講習会 ・実施後資料HPへ掲載 (R5.12.27)	
2月				R5研修案内 (R5.2.28)		R5年度版※2 依頼		
3月						R5年度版※3 依頼 R5年度版※2 期限		

※1) 道路法第77条第1項に基づく、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査

※2) 道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う点検の対象道路施設

※3) 舗装・道路土工構造物・小規模附属物

令和5年度 香川県道路メンテナンス会議 活動報告

日程	会議名	主な内容	参加自治体数
R5.7.20(木)	第1回技術講習会 (第1回道路メンテナンス担当者会議)	座学・橋梁の基礎知識 現場実習・点検支援技術活用講習（構造物非破壊点検技術）	20団体
R5.10.26(木)	第1回道路メンテナンス会議	・ R 4 活動報告・ R 5 活動計画 ・ R 4 点検結果の概要及び2～3巡目点検計画の確認 ・ 判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置状況（1巡目と1 + 2 巡目） ・ 代表的な措置完了事例 ・ 個別施設計画策定更新状況 ・ 地域一括発注 ・ 情報提供 ・ 意見交換	20団体 (1団体欠席 事後説明)
	第9回跨道橋連絡部会	・ 跨道橋の点検及び補修状況と今後の予定 ・ 情報提供 ・ 意見交換	15団体 (1団体欠席 事後説明)
R5.12.7(木)	第2回技術講習会 (第2回道路メンテナンス担当者会議)	現場実習・点検支援技術活用講習（点検結果展開図自動作成技術）	11団体
R5.12.21(木)	第3回技術講習会 (第3回道路メンテナンス担当者会議)	座学・橋梁補修工事の留意点 現場実習・新技術活用等による補修工法	18団体
R6.1.29(月)	第8回道路鉄道連絡会議	・ 道路鉄道連絡会議の概要 ・ 跨線橋等の点検結果及び修繕の状況 ・ 跨線橋の点検及び修繕の実績・計画 ・ 意見交換	14団体 (不参加無し)

令和6年度 香川県道路メンテナンス会議 活動状況及び活動計画（案）

	道路メンテナンス会議			研修	支援講習等 (道路メンテナンス担当者会議)	77条調査 ※1	広報
	本会議	専門部会					
		跨道橋連絡部会	道路鉄道連絡会議				
4月							
5月							
6月					定期点検要領改訂説明会 (第1回道路メンテナンス担当者会議) (R6.6.13)		
7月					第1回技術講習会 (第2回道路メンテナンス担当者会議) (R6.7.26)		定期点検要領改訂説明会 第1回技術講習会 ・実施後資料HPへ掲載 (R6.7.31)
8月				橋梁初級Ⅰ (R6.8.26～30) 中止		道路メンテナンス年報 (R5年度版) 公表(R6.8.26)	
9月							
10月	R6第1回道路メンテナンス会議 (R6.10.29) 第10回跨道橋連絡部会 (R6.10.29)			トンネル初級 (R6.10.16～18)			
11月				橋梁初級Ⅱ (R6.11.26～29)	第2回技術講習会 (第3回道路メンテナンス担当者会議)		第1回道路メンテナンス会議 ・会議後資料HPへ掲載
12月							第2回技術講習会 ・実施後資料HPへ掲載
1月			第9回 道路鉄道連絡会議				
2月						R6年度版※2依頼	
3月				R7研修案内		R6年度版※3依頼 R6年度版※2期限	

※1) 道路法第77条第1項に基づく、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査
 ※2) 道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う点検の対象道路施設
 ※3) 舗装・道路土工構造物・小規模附属物

令和6年度 香川県道路メンテナンス会議 活動状況及び活動計画内容（案）

日程	会議名	主な内容	備考
R6.6.13(木)	定期点検要領改訂説明会 (第1回道路メンテナンス担当者会議)	現場実習・座学 定期点検要領改訂説明会	実施済
R6.7.26(金)	第1回技術講習会 (第2回道路メンテナンス担当者会議)	現場実習・点検支援技術活用講習（構造物非破壊点検技術2技術）	実施済
R6.10.29(火)	第1回道路メンテナンス会議	・ R 5 活動報告・ R 6活動状況及び計画 ・ R 5 点検結果の概要及び3 巡目点検計画の確認 ・ 判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置状況（1巡目と1 + 2 巡目） ・ 代表的な措置完了事例 ・ 個別施設計画策定更新状況 ・ 地域一括発注 ・ 情報提供 ・ 意見交換	本日
	第10回跨道橋連絡部会	・ 跨道橋の点検及び補修状況と今後の予定 ・ 情報提供 ・ 意見交換	本日
R 6. 11～12月	第2回技術講習会 (第3回道路メンテナンス担当者会議)	現場実習・新技術活用等による補修工法	
R 7. 1～2月	第9回道路鉄道連絡会議	・ 道路鉄道連絡会議の概要 ・ 跨線橋等の点検結果及び修繕の状況 ・ 跨線橋の点検及び修繕の実績・計画 ・ 意見交換	

令和5年度第2回技術講習会(令和5年度 第2回香川県道路メンテナンス担当者会議)開催概要

- 香川県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路メンテナンス業務の担当者を対象とした担当者会議を開催。
- 国道11号の金山トンネルにおいて、点検支援技術の実習を行い、点検支援技術の活用により作業の効率化：生産性向上が図られることを学習した。

【開催日時・場所等】

- * 日 時：令和5年12月7日（木） 13：30～15：00
- * 場 所：国道11号の金山トンネル（香川県坂出市）
- * 参加者：国・県・市町・本四他26名
※県内8市町が参加

【開催内容】

- （現地）・点検支援技術（トンネル覆工展開図自動作成システム SK-220001-A）の実習

①生産性向上の必要性解説



②DXの必要性解説



③技術体験（概要説明）



④技術体験（点群データ取込）



⑤技術体験（トンネル覆工撮影）



⑥技術体験（展開図完成）



令和5年度第3回技術講習会(令和5年度 第3回香川県道路メンテナンス担当者会議)開催概要

○香川県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路メンテナンス業務の担当者を対象とした担当者会議を開催。

○午前は、橋梁補修工事の留意点、新技術活用等についての座学を行い、課題等の共有を図った。

○午後からは、国道11号の湊大橋において、仮設工法・安全管理・新技術活用等橋梁補修工事の施工現場の見学を行い、施工の安全性向上や効率化について学習した。

【開催日時・場所等】

- * 日 時：令和5年12月21日（木）10：30～14：30
- * 場 所：座学：香川河川国道事務所災害対策室よりオンライン
現場実習：国道11号の湊大橋（香川県東かがわ市）
- * 参加者：国・県・市町30名
※県下16市町が参加

【開催内容】

- （座学）・橋梁補修工事の留意点
- ・新技術活用
- ・連絡事項
- （現地）・橋梁補修技術の実習（新技術活用）

①座学



③（現地）補修工事の概要



⑤（現地）補修状況の確認



②（現地）大規模橋梁の必要性

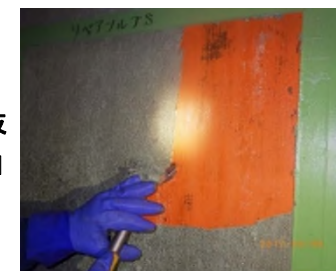


④（現地）施工現場の留意点



【活用した新技術】

- ・構造物補修技術（新技術「リペアソルブS工法」
CB-170013-VE）→



剥離時の状況

令和5年度 道路構造物管理実務者研修(橋梁初級Ⅱ) 開催概要

- 橋梁初級Ⅱ研修は、地方自治体職員の技術力育成のため、令和2年度より全国共通に開催されています。
- 道路橋定期点検要領の「措置」に関する研修であり、過不足のない修繕などの実施にあたり必要な基礎知識の習得を目的に四国では整備局管内の地方自治体を対象に香川県内を主会場として実施しています。
- 今年度、愛媛県内からは愛媛県、今治市の2団体5名が参加されました。

■開催日：令和5年11月28日（火）～令和5年12月1日（金）

■場 所：座学（WEB）、現地実習（国道11号 湊大橋：香川県東かがわ市）

■カリキュラム：

■開催状況：

< 1日目：座学（WEB）>

- ・性能の設定と力学の選定における原理
- ・部材の強度の回復・向上のための代表工種に見る補修補強の力学原理

< 2日目：座学（WEB）>

- ・補修補強設計のための調査と構造解析
- ・腐食要因の除去と腐食対策
- ・鋼橋・鋼部材の補修補強事例
- ・コンクリート部材の補修補強にあたっての事前・事後処理
- ・コンクリート橋・コンクリート部材の補修補強事例

< 3日目：座学（WEB）>

- ・下部構造及び上下部接続部の補修補強事例
- ・補修補強実施のためのマネジメント
- ・鋼橋・鋼部材の補修補強事例
- ・経過観察及びモニタリング計画

< 4日目：現場実習>

- ・橋梁補修現場での実習



座学配信状況



現地実習講義状況



剥離工法の技術講習



支承防錆工の施工状況見学

定期点検要領改定説明会(香川県内)～第1回香川県道路メンテナンス担当者会議～

四国地方整備局

- 定期点検要領改定の主旨を理解してもらうことを目的に、香川県内の道路管理者への説明会を開催。
- 健全性の診断の区分の決定にあたって、点検のポイントを現地で実感してもらい、記入様式との関係を理解してもらいながら、どういふことを記録として記載すればよいか、今回様式の有用性についても理解してもらった。

■日 時：
令和6年6月13日(木)
13:00～16:40

■実施橋梁：
①国道32号 成合大橋(国)
②円座町14号線1号橋(高松市)
③県道三木国分寺線 香東大橋(香川県)

■参加者：
香川県道路メンテナンス会議担当者
(香川河国、香川県、15市町) 48名
道路局国道・技術課 2名
国土技術政策総合研究所 1名
四国地方整備局 4名
四国技術事務所 5名
(一財)橋梁調査会 5名
(株)四電技術コンサルタント 1名

■行 程：
13:00 現地集合
13:05 点検要領改定概要説明
13:35 実橋説明 ①成合大橋
14:10 実橋説明 ②円座町14号線1号橋
14:25 実橋説明 ③香東大橋
15:40 意見交換会
16:40 閉会



点検要領概要説明(成合大橋)



実橋説明(円座町14号線1号橋)



実橋説明(高東大橋)



意見交換内(香川河川国道事務所)

令和6年度第2回技術講習会(令和6年度 第2回香川県道路メンテナンス担当者会議)開催概要

○香川県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路メンテナンス業務の担当者を対象とした担当者会議を開催。

○午前は、国道11号 丸亀大橋において、性能カタログ掲載点検支援技術の実習を行い、点検支援技術の活用により作業の安全性向上や効率化が図られることを学習した。

○午後は、同橋において、任意参加にて、現場ニーズに対して提案された開発中の点検診断支援技術の実習を行い、今後、様々な職種での人員不足の解消が図られてゆくことを実感した。

【開催日時・場所等】

* 日 時：令和6年7月26日（金）10：30～14：00

* 場 所：国道11号「丸亀大橋」（丸亀市土器町）

* 参加者：国・県・市町・他29名※県下6市町が参加

【開催内容】

第1部：橋梁点検支援技術（性能カタログ技術「ひびみっけ」）の実習

AIを用いてひびわれの自動検出や計測を画像解析

第2部：現場ニーズに対して提案された開発中技術の実習 ※第2部は任意参加

橋梁の点検診断・原因解析等にAIを用いたタブレットシステム



副会長挨拶



「性能カタログ技術（ひびみっけ）」（技術説明・技術体験）



「AIによるタブレットシステム」（技術説明・技術体験）

3)令和5年度の点検結果(香川県)

< 橋梁の判定区分 >

◆道路橋の点検結果

香川県		令和5年度 点検数	点検結果			
			I	II	III	IV
国		74	60	12	2	0
高速 道路 会社	西日本	67	39	28	0	0
	本州四国連絡	7	3	4	0	0
県		72	6	54	12	0
市町村		998	208	752	38	0
計		1,218	316	850	52	0

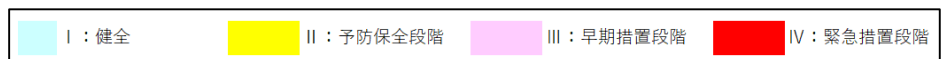
○橋梁では、香川県（全道路管理者）における判定区分の割合は、

- I 25.9%
- II 69.8%
- III 4.3%
- IV 0.0%

判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



* 「道路メンテナンス会議調べ」（令和6年3月末時点）
 * 管理施設数は撤去済・廃止済等の施設は除く



3)令和5年度の点検結果(四国全体)

< 橋梁の判定区分 >

◆道路橋の点検結果

四国全体		令和5年度 点検数	点検結果			
			I	II	III	IV
国		542	398	105	39	0
高速 道路 会社	西日本	252	76	176	0	0
	本州四国連絡	28	17	11	0	0
県		1,495	98	1,259	138	0
市町村		6,879	1,091	5,235	541	12
計		9,196	1,680	6,786	718	12

○橋梁では、四国全体（全道路管理者）
における判定区分の割合は、

I 18.3%
II 73.8%
III 7.8%
IV 0.1%

判定区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【四国全体】



* 「道路メンテナンス会議調べ」（令和5年3月末時点）
* 管理施設数は撤去済・廃止済等の施設は除く



3)三巡目点検計画(R6～R10) 香川県

◆道路橋の点検計画

(左：橋梁数 右：比率)

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和 6 年度 (2024)		令和 7 年度 (2025)		令和 8 年度 (2026)		令和 9 年度 (2027)		令和 1 0 年度 (2028)	
国		473	73	15%	105	22%	94	20%	127	27%	74	16%
高速道路会社	西日本	343	73	21%	62	18%	61	18%	80	23%	67	20%
	本州四国連絡	44	14	32%	10	23%	4	9%	9	20%	7	16%
県		1,635	452	28%	451	28%	339	21%	393	24%	0	0%
市町		5,739	1,213	21%	1,229	21%	1,222	21%	1,218	21%	857	15%
計		8,234	1,825	22%	1,857	23%	1,720	21%	1,827	22%	1,005	12%

◆トンネルの点検計画

(左：橋梁数 右：比率)

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和 6 年度 (2024)		令和 7 年度 (2025)		令和 8 年度 (2026)		令和 9 年度 (2027)		令和 1 0 年度 (2028)	
国		4	0	0%	0	0%	4	100%	0	0%	0	0%
高速道路会社	西日本	20	4	20%	6	30%	6	30%	4	20%	0	0%
	本州四国連絡	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
県		28	0	0%	0	0%	28	100%	0	0%	0	0%
市町		8	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	8	100%
計		60	4	7%	6	10%	38	63%	4	7%	8	13%

◆道路附属物等の点検計画

(左：橋梁数 右：比率)

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和 6 年度 (2024)		令和 7 年度 (2025)		令和 8 年度 (2026)		令和 9 年度 (2027)		令和 1 0 年度 (2028)	
国		185	28	15%	26	14%	38	21%	48	26%	45	24%
高速道路会社	西日本	82	3	4%	24	29%	22	27%	13	16%	20	24%
	本州四国連絡	10	4	40%	0	1%	1	10%	1	10%	4	40%
県		165	0	0%	0	0%	110	67%	55	33%	0	0%
市町村		33	2	6%	4	12%	4	12%	20	61%	3	9%
計		475	37	8%	54	11%	175	37%	137	29%	72	15%

* 「道路メンテナンス会議」調べ（令和6年3月末時点）

* 予算措置状況、施設の新設・撤去・廃止・管理移管等により変更する場合がある

* 管理施設の新設・撤去・廃止・管理移管・診断中等により管理施設数と点検数が一致しない場合がある

4)判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況(香川県)

- 1 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された橋梁で、2024年9月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：100%、高速道路会社：100%、地方公共団体：91%（県：100%、市町村：86%）。

(香川県)

管理者	点検施設数	措置が必要な 施設数	措置に着手済 の施設数		措置着手率		未着手施設数
				うち完了		うち完了率	
国土交通省	460	17	17	17	100%	100%	0
高速道路会社	357	4	4	4	100%	100%	0
西日本高速	313	3	3	3	100%	100%	0
本四高速	44	1	1	1	100%	100%	0
地方公共団体計	7,235	553	503	423	91%	76%	50
県	1,576	195	195	165	100%	85%	0
市町村	5,659	358	308	258	86%	72%	50
合計	8,052	574	524	444	91%	77%	50

「道路メンテナンス会議」調べ（2024.9末時点）

4)判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況(香川県)

- 1 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断されたトンネルで、2024年9月末までに修繕等の措置に着手した割合は、高速道路会社：100%、地方公共団体：100%。

(香川県)

管理者	点検施設数	措置が必要な 施設数	措置に着手済 の施設数		措置着手率	うち完了率	未着手施設数
				うち完了			
国土交通省	3	0	-	-	-	-	-
高速道路会社	16	9	9	9	100%	100%	0
	西日本高速	16	9	9	100%	100%	0
	本四高速	0	-	-	-	-	-
地方公共団体計	32	7	7	7	100%	100%	0
県	24	6	6	6	100%	100%	0
市町村	8	1	1	1	100%	100%	0
合計	51	16	16	16	100%	100%	0

「道路メンテナンス会議」調べ（2024.9末時点）

4)判定区分Ⅲ、Ⅳの附属物の修繕等措置の実施状況(香川県)

- 1 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された附属物で、2024年9月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：100%、高速道路会社：100%、地方公共団体：100%。

(香川県)

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数		措置着手率		未着手施設数
				うち完了		うち完了率	
国土交通省	180	16	16	11	100%	69%	0
高速道路会社	90	1	1	1	100%	100%	0
西日本高速	82	1	1	1	100%	100%	0
本四高速	8	0	-	-	-	-	-
地方公共団体計	157	27	27	24	100%	89%	0
県	127	17	17	14	100%	82%	0
市町村	30	10	10	10	100%	100%	0
合計	427	44	44	36	100%	82%	0

「道路メンテナンス会議」調べ（2024.9末時点）

4)判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況(1巡目) 【四国】

■橋梁

管理者	点検施設数	措置が必要な 施設数	措置に着手済 の施設数		措置着手率		未着手施設数
			うち完了	うち完了率			
国土交通省	2,605	183	183	153	100%	84%	0
高速道路会社	1,180	16	16	16	100%	100%	0
	西日本高速	1,062	15	15	100%	100%	0
	本四高速	118	1	1	100%	100%	0
地方公共団体計	42,599	5,280	4,507	3,470	85%	66%	773
県	9,188	1,367	1,367	1,131	100%	83%	0
市町村	33,411	3,913	3,140	2,339	80%	60%	773
合計	46,384	5,479	4,706	3,639	86%	66%	773

参考

■トンネル

管理者	点検施設数	措置が必要な 施設数	措置に着手済 の施設数		措置着手率		未着手施設数
			うち完了	うち完了率			
国土交通省	157	40	40	40	100%	100%	0
高速道路会社	159	46	46	46	100%	100%	0
	西日本高速	150	46	46	100%	100%	0
	本四高速	9	0	-	-	-	-
地方公共団体計	656	297	287	240	97%	81%	10
県	492	224	224	211	100%	94%	0
市町村	164	73	63	29	86%	40%	10
合計	972	383	373	326	97%	85%	10

4)判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況(1巡目) 【四国】

■道路附属物等

参考

管理者	点検施設数	措置が必要な 施設数	措置に着手済 の施設数		措置着手率	うち完了率	未着手施設数
				うち完了			
国土交通省	734	64	64	50	100%	78%	0
高速道路会社	350	16	16	16	100%	100%	0
	西日本高速	332	15	15	100%	100%	0
	本四高速	18	1	1	100%	100%	0
地方公共団体計	575	111	111	99	100%	89%	0
県	494	87	87	76	100%	87%	0
市町村	81	24	24	23	100%	96%	0
合計	1,659	191	191	165	100%	86%	0

4)判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況(香川県)

- 1 + 2 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された橋梁で、2024年9月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：75%、地方公共団体：65%（県：92%、市町村：45%）。

(香川県)

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数		措置着手率		未着手施設数
				うち完了		うち完了率	
国土交通省	469	8	6	6	 75%	 75%	2
高速道路会社	377	0	-	-	-	-	-
西日本高速	333	0	-	-	-	-	-
本四高速	44	0	-	-	-	-	-
地方公共団体計	7,336	464	302	107	 65%	 23%	162
県	1,615	198	183	43	 92%	 22%	15
市町村	5,721	266	119	64	 45%	 24%	147
合計	8,182	472	308	113	 65%	 24%	164

「道路メンテナンス会議」調べ（2024.9末時点）

4)判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況(香川県)

- 1 + 2 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断されたトンネルで、2024年9月末までに修繕等の措置に着手した割合は、高速道路会社：100%、地方公共団体：71%（県：100%、市町村：0%）。

(香川県)

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数		措置着手率		未着手施設数
				うち完了		うち完了率	
国土交通省	4	0	-	-	-	-	-
高速道路会社	19	2	2	2	100%	100%	0
西日本高速	19	2	2	2	100%	100%	0
本四高速	0	-	-	-	-	-	-
地方公共団体計	35	7	5	0	71%	0%	2
県	27	5	5	0	100%	0%	0
市町村	8	2	0	0	0%	0%	2
合計	58	9	7	2	78%	22%	2

「道路メンテナンス会議」調べ（2024.9末時点）

4)判定区分Ⅲ、Ⅳの附属物の修繕等措置の実施状況(香川県)

- 1 + 2 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された附属物で、2024年9月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：84％、地方公共団体：57％（県：55％、市町村：100％）。

(香川県)

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数		措置着手率		未着手施設数
				うち完了		うち完了率	
国土交通省	183	19	16	7	 84%	 37%	0
高速道路会社	92	0	-	-	-	-	-
西日本高速	82	0	-	-	-	-	-
本四高速	10	0	-	-	-	-	-
地方公共団体計	163	21	12	5	 57%	 24%	9
県	130	20	11	4	 55%	 20%	9
市町村	33	1	1	1	 100%	 100%	0
合計	438	40	28	12	 70%	 30%	9

「道路メンテナンス会議」調べ（2024.9末時点）

4)判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況(1巡目+2巡目)【四国】

■橋梁

参考

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数		措置着手率		未着手施設数
				うち完了		うち完了率	
国土交通省	2,665	190	150	47	79%	25%	40
高速道路会社	1,242	5	5	4	100%	80%	0
西日本高速	1,124	5	5	4	100%	80%	0
本四高速	118	0	-	-	-	-	-
地方公共団体計	43,747	4,065	2,332	992	57%	24%	1,733
県	9,609	1,030	870	331	84%	32%	160
市町村	34,138	3,035	1,462	661	48%	22%	1,573
合計	47,654	4,260	2,487	1,043	58%	24%	1,773

■トンネル

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数		措置着手率		未着手施設数
				うち完了		うち完了率	
国土交通省	165	35	21	9	60%	26%	14
高速道路会社	162	26	20	11	77%	42%	6
西日本高速	153	26	20	11	77%	42%	6
本四高速	9	0	-	-	-	-	-
地方公共団体計	669	235	162	86	69%	37%	73
県	502	171	142	83	83%	49%	29
市町村	167	64	20	3	31%	5%	44
合計	996	296	203	106	69%	36%	93

4)判定区分Ⅲ、Ⅳの修繕等措置の実施状況(1巡目+2巡目)【四国】

■道路附属物等

参考

管理者	点検施設数	措置が必要な 施設数	措置に着手済 の施設数		措置着手率		未着手施設数
			うち完了			うち完了率	
国土交通省	794	90	59	37	66%	41%	31
高速道路会社	395	0	-	-	-	-	-
	西日本高速	374	0	-	-	-	-
	本四高速	21	0	-	-	-	-
地方公共団体計	608	92	54	30	59%	33%	38
県	519	79	45	24	57%	30%	34
市町村	89	13	9	6	69%	46%	4
合計	1,797	182	113	67	62%	37%	69

【概要】 橋長 120m 建設年:1960年 橋種:単純鋼合成鈑桁橋5連
日交通量:15,806台 大型車混入率:20.6%

【所見】

○CⅡ:主桁ウェブの桁尻側および垂直補剛材下端に部分的な孔食および断面減少

○CⅠ:主桁下フランジ、支承本体に腐食、沓座モルタルに欠損

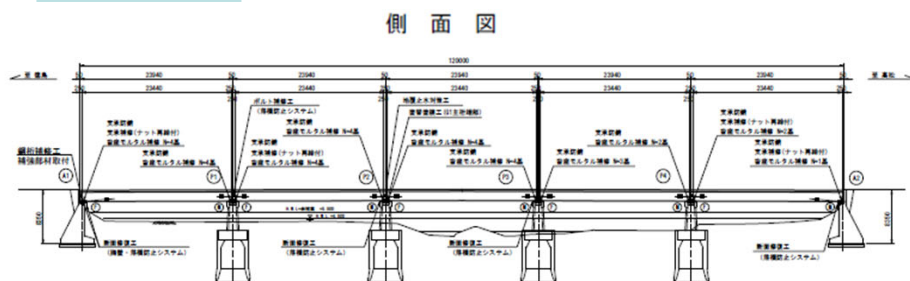
【対策】

○当て板補強 ○塗替塗装工 ○支承防錆 ○沓座モルタル補修
完了年月:令和6年3月

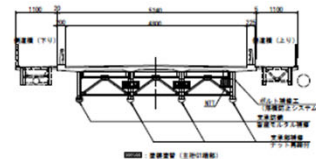
令和3年度 Ⅲ判定



一般図



断面図



工夫内容

新技術「リペアソルブS工法」(CB-170013-VE)
水系剥離剤(不燃性)を採用することにより、火災の恐れが無く安全に施工した。

新技術の採用



リペアソルブSが塗膜に十分浸透し、浮き上がった状態

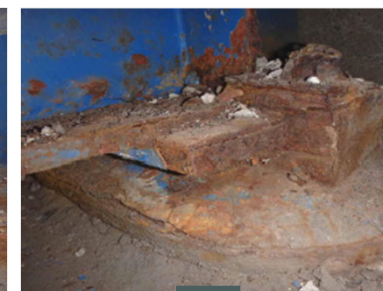


剥離時の状況

対策前 (主桁 腐食)



対策前 (支承本体 腐食)



対策後 (主桁 当て板補強)



対策後 (支承防錆 沓座モルタル補修)



【概要】 橋長 11m 建設年:1967年 橋種:プレテン床版
 日交通量:1,493台 大型車混入率:7.4%

【所見】

○下部工に剥離・鉄筋露出しており、速やかに補修を行う必要がある。

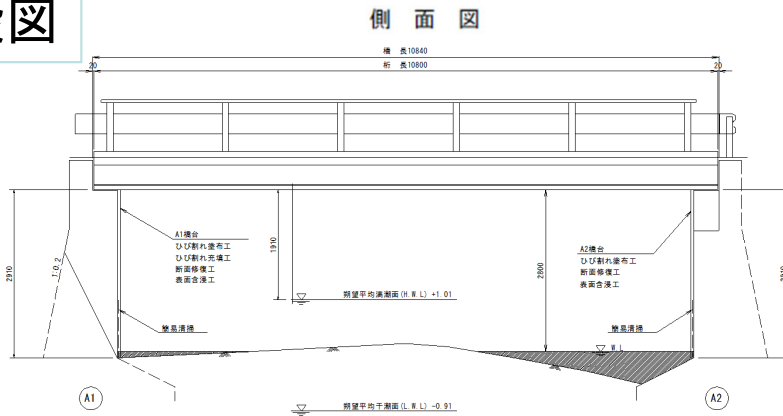
【対策】

○ひび割れ補修(塗布工、充填工) ○断面修復 ○表面含浸工
 完了年月:令和6年7月

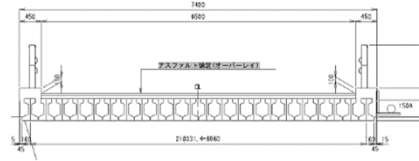
令和2年度 Ⅲ判定



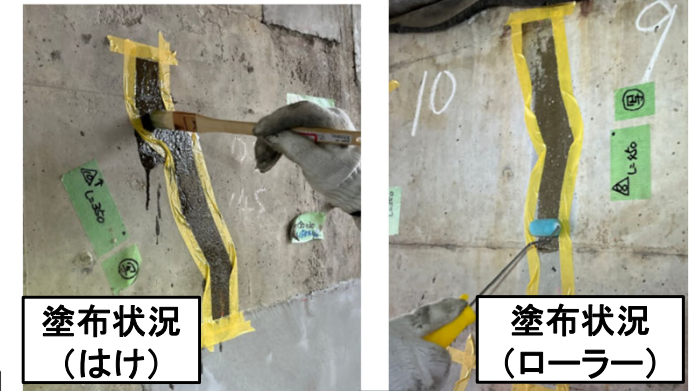
一般図



断面図



対策状況



工夫内容

新技術「ひび割れ補修浸透性エポキシ樹脂塗布工法」(CB-130007-VE)を採用することにより工期の短縮、施工費の削減や廃棄物の削減を図った。

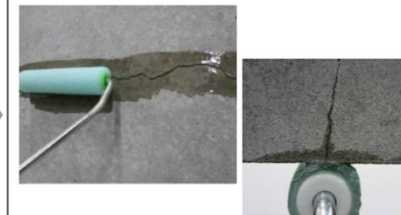
従来技術 低圧注入工法



■ 専用の低圧注入器具を要する

新技術の採用

新技術活用 技術名称: ひび割れ補修浸透性エポキシ樹脂塗布工法
 NETIS登録番号: CB-130007-VE



- 浸透性に優れ、鉛直面で0.8mm以下、上向きで0.5mm以下のひび割れを、接着剤を塗布することで補修ができる
- 低圧注入器具の費用と設置手間を省くことができ、工期の短縮、施工費の削減や、廃棄物の削減が図られる

対策後

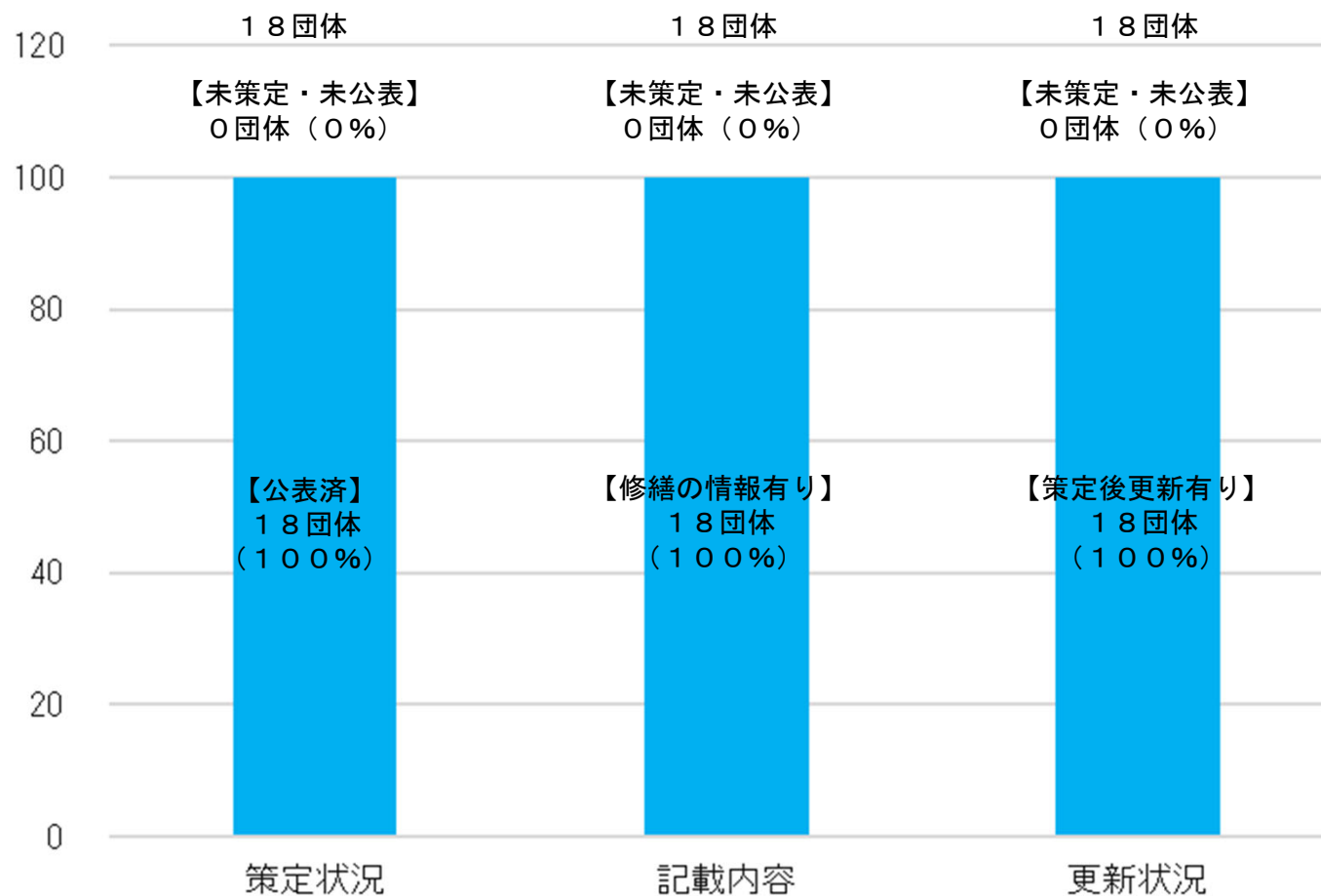


ひび割れに樹脂が浸透し硬化

5)橋梁個別計画の策定状況(香川県)

- 香川県内では18団体全て策定済みであり、策定済みで公表していない地方公共団体はありません。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体はありません。
- 計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体はありません。

【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】

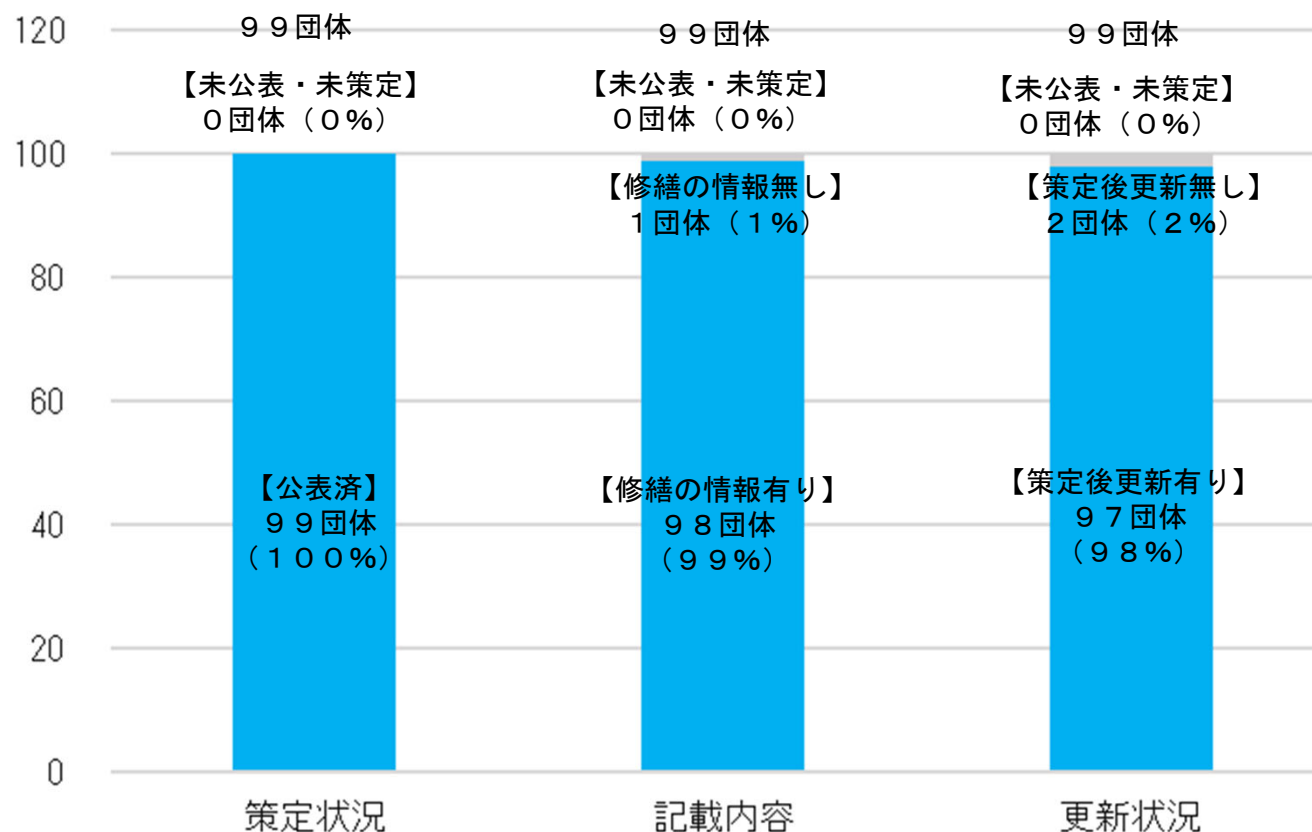


5)橋梁個別計画の策定状況(四国全体)

参考

- 国のインフラ長寿命化基本計画（2013年）では2020年頃までの長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定を目標としていますが、2023年度末時点で計画を策定していない地方公共団体は四国内では無く、策定済みで公表していない地方公共団体はありません。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体は1団体です。
- 計画の策定後に点検結果を反映するなど、計画の更新を行っていない地方公共団体は2団体です。

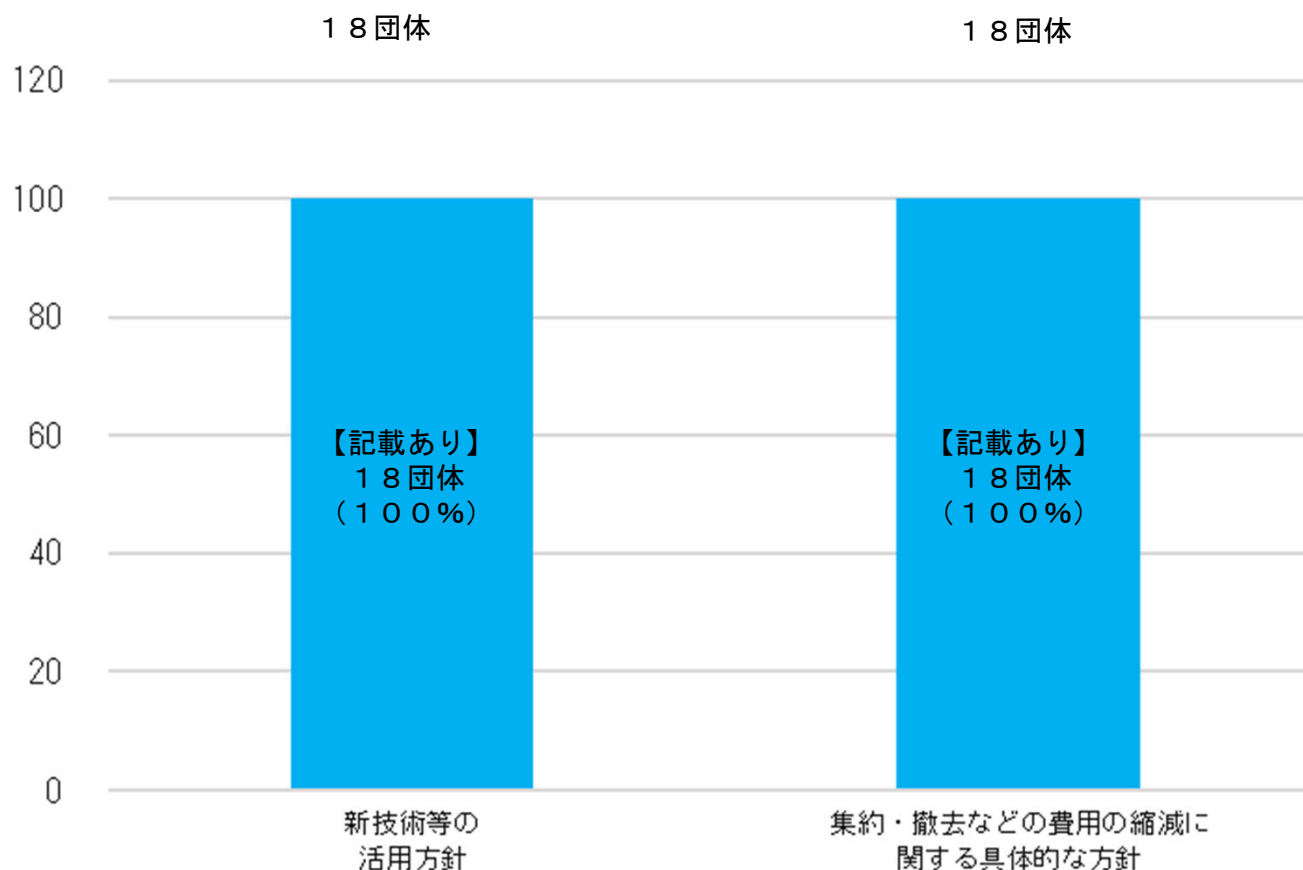
【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】



5)個別計画の記載内容(香川県)

○ 2023年度時点で、18の地方公共団体全てが橋梁の長寿命化計画（個別施設計画）に「新技術等の活用方針」を記載しており、「集約・撤去などの費用の縮減に関する具体的な方針」についても18の地方公共団体全てが記載しております。

【橋長(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)における記載状況(地方公共団体)】

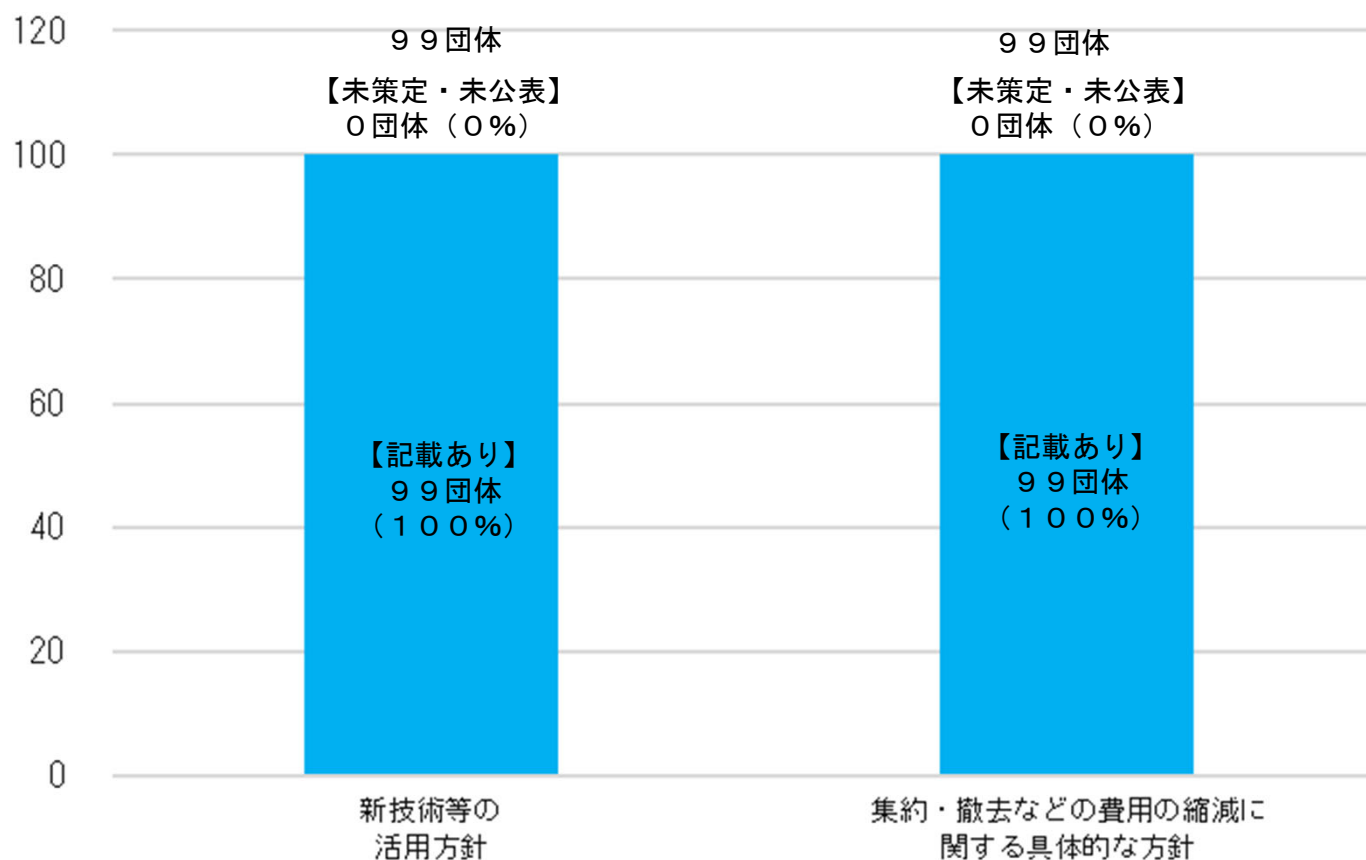


5)個別計画の記載内容(四国全体)

参考

- 2023年度時点で、橋梁の長寿命化計画（個別施設計画）に「新技術等の活用方針」を記載している地方公共団体は99団体すべてであり、「集約・撤去などの費用の縮減に関する具体的な方針」を記載している地方公共団体は99団体すべてです。

【橋長(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)における記載状況(地方公共団体)】



道路メンテナンス事業補助制度

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去※

※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去、治水効果の高い橋梁の撤去を実施するもの
 ※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
 ※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

優先支援事業

・新技術等を活用する事業※1

・長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※2及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業

※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
 ※2 「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する数値目標

事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費：5.5 / 10 × δ （δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

長寿命化修繕計画

〇〇市 橋梁

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
 ・計画全体の方針
 ・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
 ・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【橋梁】

〇〇市 トンネル

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
 ・計画全体の方針
 ・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
 ・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【トンネル】

〇〇市
道路附属物等
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
 ・計画全体の方針
 ・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
 ・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【道路附属物等】

道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援

- 背景・概要 今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進および実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

優先支援① 「新技術等の活用促進」

優先支援対象

コスト削減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

従来 近接・野帳の記入が**必要**

ボートによる近接目視



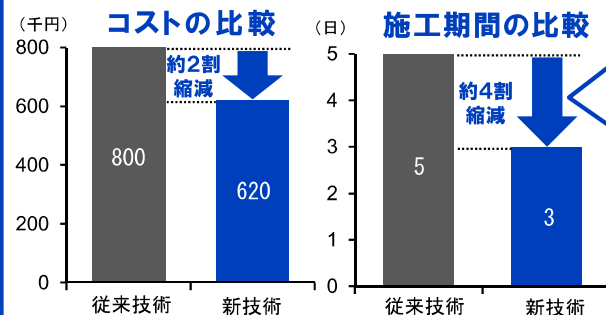
新技術 近接・野帳の記入が**不要**

点検ロボットカメラによる写真撮影



※「点検支援技術性能カタログ(案)」に掲載されている技術等の活用

効果の試算



・点検ロボットカメラによる写真撮影と画像処理による損傷図作成
・橋上や地上から損傷の把握が可能であり、損傷状況スケッチ・野帳への記入、損傷図作成に係る**コストや施工期間の削減、安全性の向上が図られる**

優先支援② 「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

優先支援対象

長寿命化修繕計画において「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する短期的な数値目標及びそのコスト削減効果を記載した自治体の事業

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）

【集約化・撤去】

（例）

以下の取組を実施することで、令和7年度までに〇〇千万円のコスト削減を目指す
・令和5年度までに、迂回路が存在し交通量の少ない〇橋の集約化・撤去を目指す

【新技術等の活用】

（例）

令和7年度までに、管理する橋梁の内〇〇橋で新技術を活用し、従来技術を活用した場合と比較して〇千万円のコスト削減を目指す。

【記載事例】

具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

集約化・撤去

令和2年度点検の結果、**迂回路が存在し集約が可能と考えられる3橋のうち判定区分Ⅲとなった1橋について**、今後、周辺状況や利用調査を基に、**令和7年度までの集約化・撤去を目指す**ことで、更新時期を迎える令和17年度までに必要となる**費用を約6割程度削減することを目指します。**

新技術等の活用

2025年(令和7年)までの5年間に、定期点検を実施する**橋梁3橋については**、長大河川及び水面部、又は高橋脚等の損傷確認で、費用の削減や事業の効率化等の効果が見込まれる**新技術(あるいは新技術に類する技術)を活用し、200万円のコスト削減を目指します。**

6)道路事業における地域一括発注の取組について

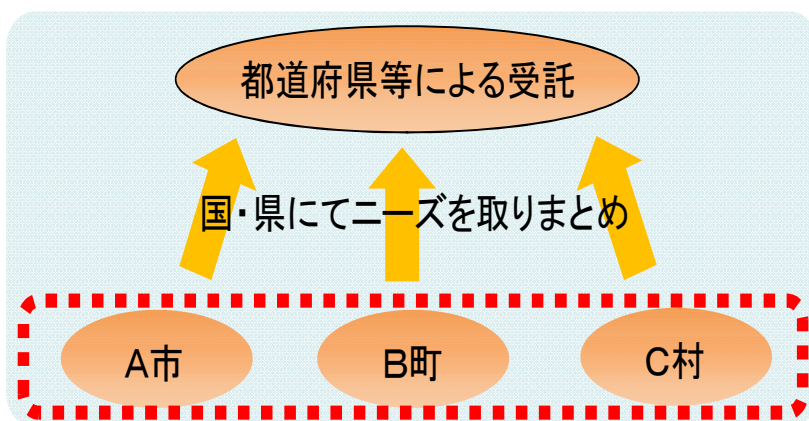
地域一括発注の実施状況

- 市区町村の人不足・技術力不足を補うため、市区町村の点検・診断の発注事務を都道府県が一括して実施しています。
- 2023年度は416市区町村（32道府県）が地域一括発注を活用しています。

道路メンテナンス年報（2024年8月）

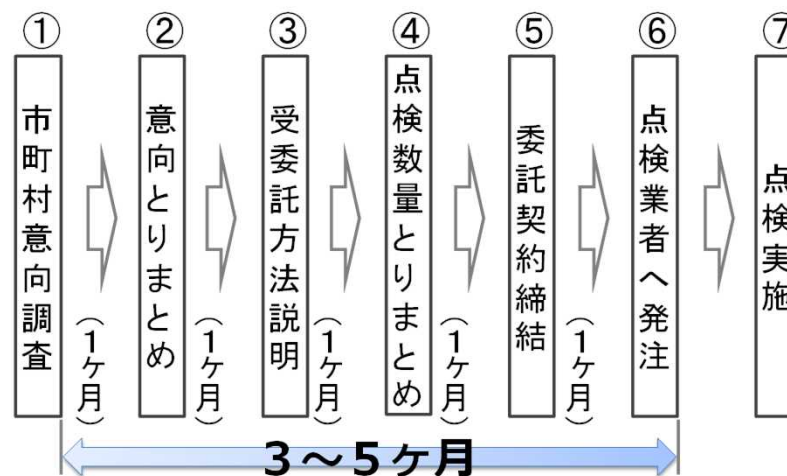
【イメージ図】

- ・ 市町村のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

- ・ 国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



6)道路事業における地域一括発注の取組について

令和6年度 地域一括発注の実施状況

	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	合計
R5実績	神山町、海陽町、上板町 3町	対象無し —	東温市、愛南町、松前町 1市2町	土佐清水市、南国市、香南市、いの町、越知町、四万十町、仁淀川町、日高村、大豊町 3市5町1村	 4市10町1村
R6予定	神山町、海陽町、上板町 3町	対象無し —	松山市、東温市、久万高原町、内子町、愛南町 2市3町	越知町、中土佐町、四万十町、南国市、室戸市、香南市、いの町、仁淀川町、大豊町、日高村、土佐清水市、東洋町 4市6町1村	 6市12町1村

※「道路メンテナンス会議調べ」（令和6年3月末時点）

※市町村の点検業務を各県、公社、技術センターがとりまとめて発注

- 地方自治体の職員の技術力育成のため、橋梁、トンネル等の定期点検に必要な知識と技能の習得を目的に全国の地方整備局等で研修を開催。
- コースは、橋梁初級Ⅰ（点検）、橋梁初級Ⅱ（措置）、トンネル初級（点検）の3コース。
- カリキュラムは全国共通で、国土技術政策総合研究所担当官の講義など、最新の知見を盛り込み。
- 四国技術事務所（高松市牟礼町）で開催。受講料は不要（コピー代等のみ自治体負担）。
- 令和6年度分は、令和6年2月27日に募集（整備局研修担当から各自治体に連絡）。

【研修コースの概要】

橋梁初級Ⅰ（全国共通 H26～） “職員自ら、橋梁の点検ができるようになります”

○道路橋の定期点検に関する研修。省令に定義される「知識と技能を有する者」として、最低限必要な知識と技能を習得。

○対象者は、国及び地方自治体の職員で、定期点検に携わる方（今後を含む）。

R6 8/26～8/30 ⇒ 台風襲来のため中止

○座学＋現地実習＋達成度確認試験の5日間。募集人員20人。

※座学3日間は、Web開催

橋梁初級Ⅱ（全国共通 R2～） “橋梁補修の設計・積算の能力がアップします”

○道路橋定期点検要領の「措置」に関する研修。過不足のない修繕などの実施にあたり必要な基礎知識を習得。

○対象者は、国及び地方自治体の職員で、補修設計・工事に携わる方（今後を含む）。

R6 11/26～11/28

○座学の3日間。募集人員20人。

※座学3日間は、Web開催

トンネル初級（全国共通 H26～） “職員自ら、トンネルの点検ができるようになります”

○トンネルの定期点検に関する研修。省令に定義される「知識と技能を有する者」として、最低限必要な知識と技能を習得。

○対象者は、国及び地方自治体の職員で、定期点検に携わる方（今後を含む）。

R6 10/16～10/18

○座学＋現地実習の3日間。募集人員20人。

※座学2日間は、Web開催

これまでの研修の実績

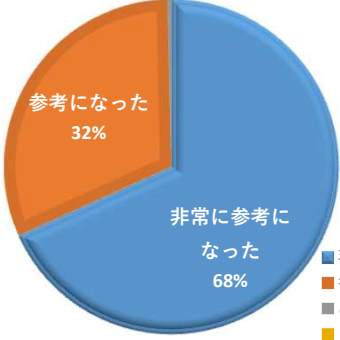
- 全国において平成26年度から令和4年度までに約1,000の自治体から約5,800名が参加。
(四国のR4までの実績; 36自治体から274名参加)
- 受講修了者の約7割が「非常に参考になった」と回答。
- 現場に戻った受講修了者から、「研修で教わったことが、直営の点検業務で役立っている」、「点検業者からの報告の理解や質疑に役立っている」といった声が寄せられている。



研修の状況（座学）



研修の状況（現地実習）

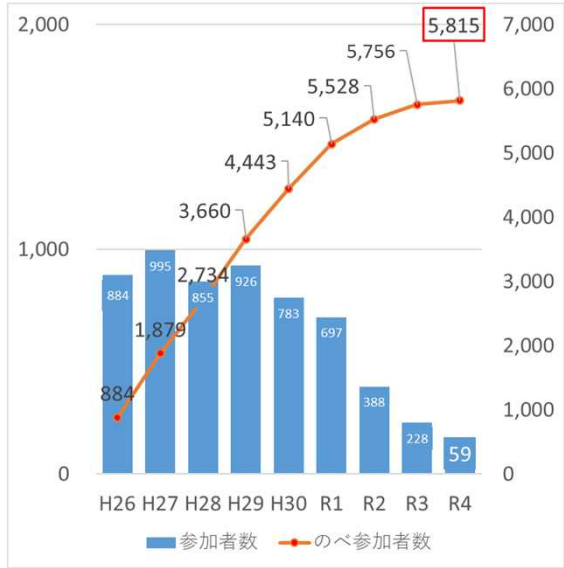


受講修了者アンケートの結果
(四国; H26~R4 N=274名)

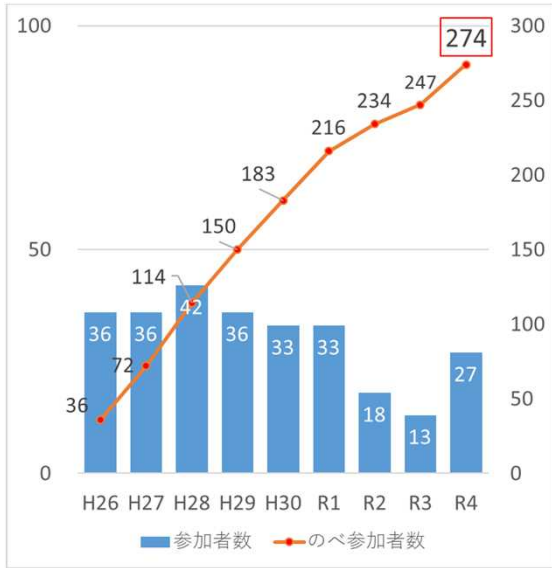
点検の経験がない方でも、
一から学ぶことができるので、
受講することをお勧めします。



A 市都市計画課技師



研修に参加した自治体の職員数の推移（全国）



研修に参加した自治体の職員数の推移（四国）



B 町土木課技師

打音検査の音の違い、近接目視による腐食・ひび割れの変状把握など実際に経験しなければ理解が難しいことが実習でき、直営の点検業務に役立っています。

座学と実習を通じ、道路橋の構造や部材の状態の評価に必要な知識と技能を身に付けることができ、点検業者からの報告の理解や質疑に役立っています。



C 県土木事務所建設課技師

【参加自治体(H26～R5)】

徳島県の自治体(10団体／25団体)

・徳島県 ・徳島市 ・鳴門市 ・阿南市
・吉野川市 ・阿波市 ・三好市 ・上勝町
・石井町 ・つるぎ町

香川県の自治体(5団体／18団体)

・香川県 ・高松市 ・さぬき市 ・琴平町
・まんのう町

愛媛県の自治体(13団体／21団体)

・愛媛県 ・松山市 ・今治市 ・宇和島市
・八幡浜市 ・新居浜市 ・西条市 ・大洲市
・伊予市 ・四国中央市 ・東温市 ・久万高原町
・砥部町

高知県の自治体(12団体／35団体)

・高知県 ・高知市 ・安芸市 ・土佐市
・宿毛市 ・東洋町 ・本山町 ・いの町
・仁淀川町 ・中土佐町 ・佐川町 ・越知町

※下線の自治体はR5初参加

計 40団体／99団体

〔参考〕令和6年度分の研修募集

国四整人第 325号
令和 6年 2月27日

四国管内各地方自治体
研修担当部局 御中

国土交通省四国地方整備局
総務部人事課長
(公印省略)

令和6年度 四国地方整備局実施研修の聴講員の受入について (照会)

平素より、国土交通行政の推進並びに四国地方整備局計画研修の実施について、ご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

四国地方整備局が実施する研修では、四国地域の国土交通行政の促進に資するため、平成16年度より、四国管内の全地方自治体に対し、研修の聴講を案内しております。

つきましては、令和6年度実施研修の聴講員受入について、(別紙1)及び(別紙2)のとおり、研修ごとの聴講案内を希望されるかどうか照会を致します。

回答については、「(様式1)希望等調査票」にてご回答ください。

なお、ご回答頂きました照会結果に基づき、来年度4月以降、各研修の聴講案内を送付する予定です。

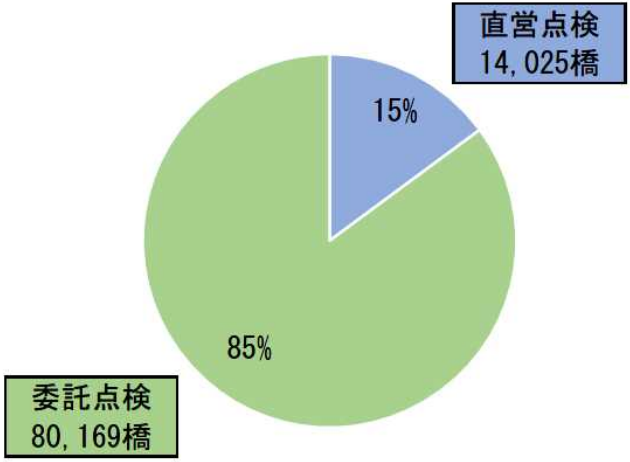
なお、平成24年度より、実費相当分のうちテキスト代と宿泊に係る光熱水量費等の施設維持管理費を、聴講員派遣機関にてご負担いただいております。令和6年度につきましては、(別紙1)に予定額を記載しておりますので、ご参照ください。

年度替わりのお忙しい時期で大変申し訳ございませんが、貴所関係部署へご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

[参考] 点検実施者の保有資格等

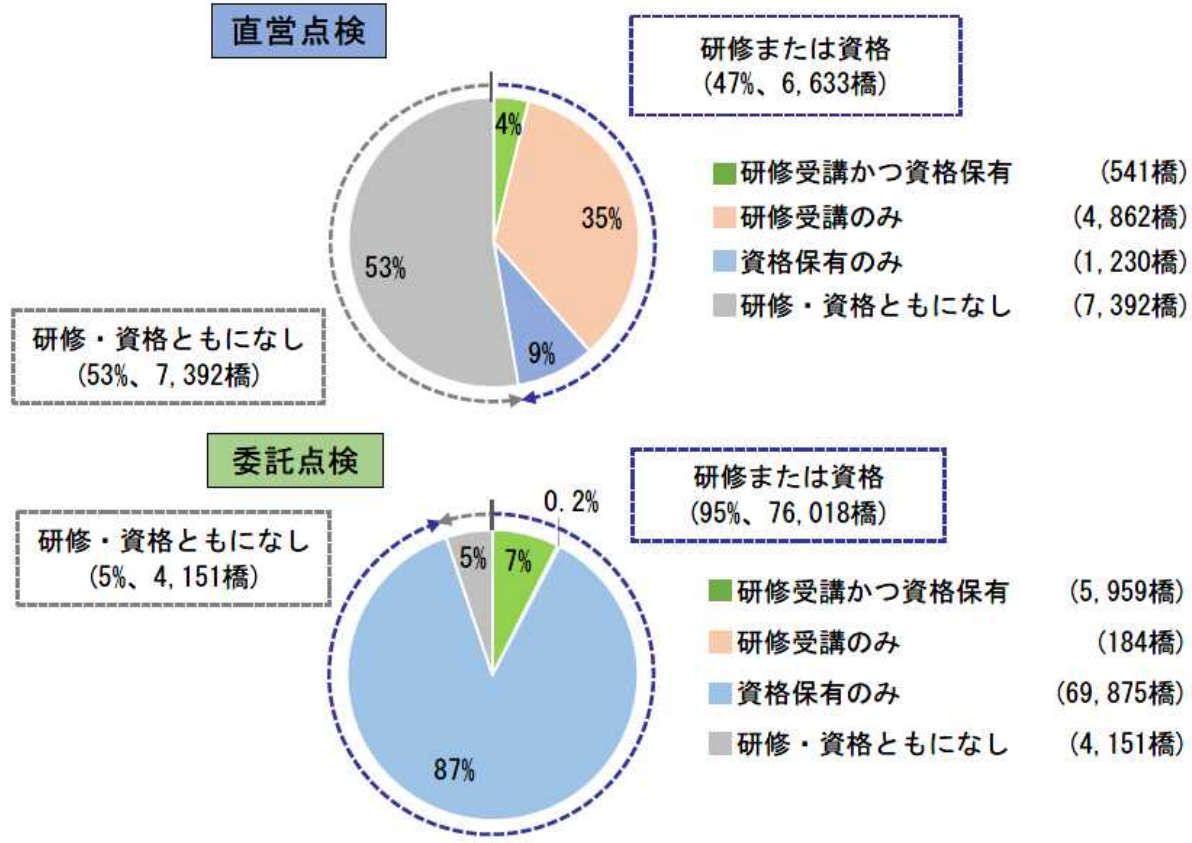
- 2023年度に地方公共団体が実施した橋梁点検のうち、職員自らが点検(直営点検)を実施した割合は15%。
- 直営点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修※¹を受講又は資格※²を保有している割合は47%、研修・資格ともになしは53%。
- 委託点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修を受講又は資格を保有している割合は95%、研修・資格ともになしは5%。
- 点検の精度向上するためには研修受講、資格の活用など点検技術の向上を図る必要があります。

○ 点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



※2023年度に点検を実施した施設のうち、報告があった94,194 橋を対象に橋梁数ベースで算出。(右図も同様)

○ 点検実施者の保有資格や研修受講歴



※1 研修: 国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習
※2 資格: 技術士または国土交通省登録技術資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定に基づく国土交通省登録資格)

40